



※「午前・午後」、「午後・夜間」を利用の場合は2回、「全日」利用の場合は3回となる。この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。

(西成区役所市民協働課)